**小学校中学年用**

三重県教育委員会

みえネットスキルアップサポート

解答編

**◇もんだい　　１**インターネット上に出ているないようは、すべてそのまましんじてよい。

答え　 **×**

◇能力段階的利用モデル：初歩的利用期

◇判定する能力／領域：知識・スキル面で必要な力／情報機器の利用  
情報が正しいかどうかを調べて、を確認することができる。

**◆解説**

インターネットは、個人の主義主張など、誰でも自由に発言することができる世界です。そのため、情報を見る側が情報の真偽を判断しなければなりません。インターネットを利用して子どもたちが正しく便利に調べものをするためには、何万件を超える多くの情報の中から、自分に必要なものを選び出すことができる判断力を養っていく必要があります。保護者がそばについて一緒に利用したり、子ども向けのポータルサイトなどを活用したりするなど、子どもたちに足りないリテラシー(情報や知識の活用能力)を補う工夫が必要です。

インターネットはすべての情報を網羅できているわけではありません。書籍の方が正確だったり、新聞の情報の方が最新だったりすることもあります。知りたい情報によって、調べる手段を使い分けたり、組み合わせたり、メディアの特性を生かして活用することが大切です。

＜参考サイト＞情報の選び方 – Yahoo!きっず検索  
[http://kids.yahoo.co.jp/guide/kids/search/selection/index.html](http://localhost/)

**◇もんだい　　２**インターネットに書いたことや、のせたしゃしんは、いつでもけすことができるし、

　　　　　　　　　広いはんいに広がってしまうことはない。

答え　 **×**

◇能力段階的利用モデル：利用開始期

◇判定する能力／領域：知識・スキル面で必要な力／情報機器の利用

インターネット上に書き込むことは、世界中に情報を公開することだと知っている。

**◆解説**

インターネット上に書き込んだことは、その掲示板から消すことができても、その書き込み内容がコピーされて拡散し、さらに別の掲示板にコピーされるなど完全に消し去ることはできません。インターネット上に投稿したり、書き込んだりする際には、世界中の人に見られているということを知っておくことが必要です。

　誰でも見ることができるブログや掲示板に、知らない人に見られて困る写真を投稿してはいけません。もし、パスワード等で管理された、限られた人だけが見ることができる、限定的な場所だとしても同様です。写真を誰かがコピーをして、広く流出する可能性があり、流出してしまった画像はすべてを回収、消去することはできません。

＜参考サイト＞インターネットを利用するためのルールとマナー集こどもばんー財団法人インターネット協会

http://www.iajapan.org/rule/rule4child/v2/index4.html

**◇もんだい　　３**パソコンやスマートフォンに、コンピュータウイルスが入ると、中に入っているじょうほうがぬすみとられることがある。

答え　○

◇能力段階的利用モデル：習熟期

◇判定する能力／領域：知識・スキル面で必要な力／情報機器の利用

トラブルを事前に予測し、できるだけ回避するための工夫ができる。

**◆解説**

コンピューターウイルスは、パソコンなどの中に入りこむ不正なプログラムのことです。メールで届いたファイルや、インターネット上からダウンロードしたファイルから感染します。感染するとパソコンの中に保存されている画像やメール、個人情報が盗み取られたり、知らない間にプログラムがメールを外部に送信したり、情報が流出する恐れがあります。ほとんどのコンピュータウイルスは、コンピュータウイルス対策ソフトによって感染を防ぐことができます。もし、感染しても不正なプログラムを適切な方法で削除（駆除）すれば問題はありません。

＜参考サイト＞  
基礎知識　ウイルスって何？ - 総務省　国民のための情報セキュリティサイト

[http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/security\_previous/kiso/k04.htm](http://localhost/)  
  
コンピューター ウイルス: 解説、予防、および回復 – Microsoft  
[http://support.microsoft.com/kb/129972/](http://localhost/)how-to-prevent-and-remove-viruses-and-other-malware

特定のコンピュータウイルスに感染することで、意図しないファイルがインターネット上に広く公開され、結果として情報漏えい等を引き起こすケースが社会問題となっています。コンピュータウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイル（定義ファイル）を常に最新にアップデートしておくよう伝えましょう。

**◇もんだい　　４**スマートフォンは、パソコンとはちがうので、コンピュータウイルスのしんぱいはしなくてもよい。

答え　 **×**

◇能力段階的利用モデル：習熟期

◇判定する能力／領域：モラル・コミュニケーション能力面で必要な力／情報機器の利用

トラブルを事前に予測し、できるだけ回避するための工夫ができる。

**◆解説**

スマートフォンは便利な携帯電話ではなく、小型のパソコンです。これまで、パソコンにおいて指摘されていたセキュリティリスクは、スマートフォンでも同様と考えましょう。

＜参考サイト＞  
スマートフォン情報セキュリティ3か条 – 総務省  
http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/security/cmn/img/home/smartphone-security.pdf

　解説にも記載した通り、セキュリティ対策は必要です。コンピュータウイルス対策アプリなどを活用し、スマートフォンの中の大切な情報を守っていくよう伝えましょう。

＜参考サイト＞スマートフォンのセキュリティ<危険回避> 対策のしおり– IPA(独立行政法人　情報処理推進　　機構)

http://www.ipa.go.jp/files/000011456.pdf

**◇もんだい　５**こじんじょうほうは、じゅうしょや名前、電話ばんごうだけである。

答え　 **×**

◇能力段階的利用モデル：体験期

◇判定する能力／領域：知識・スキル面で必要な力／法律  
個人情報の大切さ、他人に漏らしてはいけないことを知っている。

**◆解説**

個人情報＝住所や名前、または電話番号等と限定的に捉えがちですが、組み合わせれば個人が特定できてしまう情報も個人情報です。最近は子どもたちも「個人情報の保護は大切！」と理解ができてきているようですが、書き込みや写真等、インターネット上に投稿したものと過去に投稿したものの組み合わせや、投稿した写真や位置情報等が記録された写真で、個人が特定されてしまうことには、注意が必要です。

　学校や地域の行事、近所の商店や公園名など、個人情報とは程遠いような情報も、複数集まれば、インターネット等を使って調べることで、個人が特定されてしまうことがあり、個人情報となります。

＜参考サイト＞個人情報の公開の危険性 - 国民のための情報セキュリティサイト  
http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/security/enduser/attention/02.html

**◇もんだい　　６**パスワードは、わすれるとこまるので、かえないほうがよい。

答え　　**×**

◇能力段階的利用モデル：利用開始期

◇判定する能力／領域：知識・スキル面で必要な力／法律

インターネットを利用する上で必要な基本的な法律やルールを知っている。

**◆解説**

サイト運営者になりすましてメールを送り、本物そっくりの偽サイトに誘導し、IDやパスワードの再設定を促し、IDやパスワードを入力させて情報を盗み取る詐欺を「フィッシング詐欺」と呼びます。IDやパスワードを複数のサイトで流用していると、一つのサイトで流出した際に、ほかのサイトでも不正にログインされる恐れがあります。IDやパスワードは各サイトにそれぞれ別のものを設定し、定期的にパスワードの変更を行うことが必要です。

＜参考サイト＞  
ここからセキュリティ！ - IPA(独立行政法人　情報処理推進機構)  
http://www.ipa.go.jp/about/press/20120919.html

STOP！フィッシング詐欺 – フィッシング対策協議会

http://www.antiphishing.jp/stop\_phishing/

**◇もんだい　　７**インターネットで見つけたしゃしんをつかいたいときは、おうちの人や先生に聞いてからつかったほうがよい。

答え　 **○**

◇能力段階的利用モデル：利用開始期

◇判定する能力／領域：知識・スキル面で必要な力／法律

インターネットを利用する上で必要な基本的な法律やルールを知っている。

**◆解説**

インターネットの世界にも著作権があります。他の人のサイトに掲載されている画像を勝手に利用することは著作権侵害となります。子どもたちには、作品の権利はその作品を作った人にあることが法律で定められていることを伝える必要があります。  
  
 写真などの作品を数多く紹介しているホームページには、利用上の注意点が記載されていることが多いです。まずは、そのページをよく読み、利用することが可能かどうか確認を行うよう伝えましょう。また、利用する場合には、身近な大人に必ず相談し、適切な方法で許諾を得るよう伝えましょう。

＜参考サイト＞情報通信白書 for Kids　－総務省  
[http://www.soumu.go.jp/hakusho-kids/](http://localhost/)

**◇もんだい　　８**インターネット上では、きまりややくそくはない。

答え　 **×**

◇能力段階的利用モデル：利用開始期

◇判定する能力／領域：知識・スキル面で必要な力／法律

インターネットを利用する上で必要な基本的な法律やルールを知っている。

**◆解説**

児童が、インターネット上でトラブルを起こさないためにも、下記の＜参考＞に示した（教師の指導内容）①～④について、児童に理解させる必要があります。インターネット上でのトラブルの多くが、これらの誤解が原因です。

＜参考サイト＞  
保護者のためのインターネットセーフティガイド – 子どもたちのインターネット利用について考える研究会

[http://www.child-safenet.jp/material/](http://localhost/)

　インターネットは仮想の世界ではありません。現実の世界で適用される法律はもちろんのこと、インターネットに関連する法律もたくさんあります。

＜参考＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (児童) |  | (教師の指導内容) |
| ・「大丈夫、知り合いにしか教えてないから！」 | → | ①インターネットは仲間内の世界ではありません。 |
| ・「人の噂も75日！　時間が解決してくれる」 | → | ②デジタル情報は劣化せず、コピーが簡単です。 |
| ・「ネット上での出来事は、すべて仮想世界の出来事」 | → | ③インターネットは、法の支配も及ぶ現実社会の一部です。 |
| ・「書いたのは自分だってバレないよ！」 | → | ④インターネットは追跡力が高いです。 |

**◇もんだい　　９**インターネットでしらべものをするときは、いくつかのホームページも見たうえで、本やしんぶんなどのじょうほうも見ることが大切である。

答え　 **○**

◇段階的利用モデル：体験期

◇判定する能力／領域：知識・スキル面で必要な能力／情報技術  
インターネット上には危険なウェブサイトや誤った情報が存在することを知っている。

**◆解説**

インターネットの世界は、誰でも自由に発表することが許されている場です。そのため利用者が、さまざまな情報の中から、信憑性を見極めることが必要となります。

インターネット上には有益な情報がたくさん掲載されていますが、誤った情報だけではなく、個人の偏った主義主張、時間の経過とともに事実が変化した情報などもあるので注意が必要です。

サイトに掲載されている情報の信憑性は、運営機関によって最初の見極めを行います。公的機関が運営しているサイトの情報は、信憑性の上では安心して見ることができる一次情報ですが、更新が滞っていて、掲載情報が古くなっていたり、事実の変化に追いついていない場合があります。児童は複数の情報ソースから取得した情報を比較して、自分で正解を見出していく必要があります。

**◇もんだい　１０**インターネットの中で行ったことは、かならずどこかにきろくがのこっているので、せきにんをもったこうどうをとることが大切である。

答え　**○**

◇能力段階的利用モデル：初歩的利用期

◇判定する能力／領域：知識・スキル面で必要な力／情報技術  
メールなどインターネット上での情報発信は、書いた内容の記録が必ず残ることを知っている。

**◆解説**

インターネットの世界を匿名性の高い世界であると子どもたちは誤解しがちですが、実際には法の支配が及ぶ、追跡力が高い世界です。インターネット上での通信は、インターネットサービスプロバイダー（ISP）のサーバーを必ず経由しているため、アクセスログと呼ばれる通信情報が残っています。通常それらの情報が公開されることはありませんが、事件発生時には、裁判所からの開示請求により警察などの捜査の際に提供されることがあります。

　インターネットの世界は仮想世界ではありません。法の支配が及ぶ現実の社会の一部です。他人に迷惑をかけないように、自分の発言や行動にしっかり責任を持たなければいけません。現実の世界で行ってはいけないことは、インターネットの世界でも同様です。

**◇もんだい　1１**メールをおくるときは、うけとるあいてにいやな思いをさせないように、作ったメールをもういちどよみかえしてからおくるとよい。

答え　 **○**

◇能力段階的利用モデル：利用開始期

◇判定する能力／領域：知識・スキル面で必要な力／情報技術

インターネット上のコミュニケーションは、対面の場合に比べて情報量が制限されるので誤解やトラブルが生じやすいことを知っている。

**◆解説**

表情や声のトーンなどで感情が伝わらない分、文字によるコミュニケーションは大人同士でも誤解が生じます。コミュニケーション能力が未発達な児童はなおさらです。最近のコミュニケーションツールでは、短い文章で素早い会話のやり取りを行う利用方法が増えています。きちんと読み返さず素早く相手に送信するため、相手への配慮が欠けてしまっている場合があります。文字情報でのコミュニケーションの特性を、児童に理解をさせ、常に画面の向こうの相手への配慮を忘れないように指導することが必要です。

下記の(トラブルの例)のように、文字情報だけのコミュニケーションは、相手が意図とは違った解釈をする可能性があります。直接会話をする時よりも、相手への思いやりをもって丁寧に伝える工夫をするよう伝えましょう。

（トラブルの例）

「かわいくない」……「？」を文末につけなかったために、「かわいいよね？」と問いかけたつもりが、相手に否定の意味で受け取られる可能性があります。

**◇もんだい　1２**知らない人からとどいたメールの中には、コンピュータウイルスが入っていることがある。

答え　 **○**

◇能力段階的利用モデル：習熟期

◇判定する能力／領域：知識・スキル面で必要な力／情報技術

インターネットの特性（公開性・公共性・侵入可能性）について理解している。

**◆解説**

パソコンでもスマートフォンでもコンピュータウイルス対策は必要です。知らない人からのメールはすぐに開いてはいけません。そのまま開かずに削除することが望ましいですが、どうしても開いて中身を確認する必要がある場合は、身近な大人に相談し、最新のコンピュータウイルス対策ソフトでチェックしてから開くようにしましょう。

　メールに添付する形で拡散されるウイルスがあることから、知らない相手からメールで届いた添付ファイルは決して開けないよう伝えましょう。メール本文に記載されているURLも決してクリックしてはいけません。

＜参考サイト＞国民のための情報セキュリティサイト「ウイルス対策」　– 総務省  
[http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/security/business/staff/03.html](http://localhost/)

**◇もんだい　１３** パソコンでホームページを見ていたら、「お金をはらってください」というメッセージが出てきたので、すぐにおうちの人や先生につたえた。

答え　 **○**

◇能力段階的利用モデル：体験期

◇判定する能力／領域：モラル・コミュニケーション能力面で必要な力／情報社会に参画する態度  
危険なことに出会ったら大人に相談できる。

**◆解説**

問題文のように、サイトをクリックして閲覧しただけで勝手に会員登録扱いされ、料金を請求されるトラブルを「ワンクリック詐欺」と呼びます。画面上にアクセスした際のIPアドレスやブラウザのバージョン、携帯電話などの固体識別番号などを表示させ、ユーザーに入会処理が完了したかのように勘違いさせるのが手口です。画面に表示されている情報は、サイト管理者であれば誰でも取得できる一般的な情報で、これらの情報だけで相手に個人を特定されることはありません。

有害なサイトでは詐欺に合うケースが多く、困った時には、一人で悩まずに、まずは保護者など、身近な大人に相談するように伝えましょう。

**◇もんだい　１４**スマートフォンやパソコンは、長い時間つかわないようにちゅういする。

答え　 **○**

◇能力段階的利用モデル：初歩的利用期

◇判定する能力／領域：モラル・コミュニケーション能力面で必要な力／情報社会に参画する態度

健康や学習を優先し、節度のある使い方ができる。

**◆解説**

パソコンのディスプレイ画面を長時間見ていると、体調不良を引き起こす可能性があります。主な症状としては、肩こり、腕や背中の痛み、手や指のしびれ、目の疲れ、ドライアイなどが代表的です。中には、めまいや頭痛、食欲不振などの症状が出ることもあると言われています。正しい利用方法と、節度ある使い方を心がけましょう。

厚生労働省が定めているVDT作業ガイドラインでは、ディスプレイ、キーボード等を使った業務は、連続作業時間が1時間を越えないように、間に10分～15分の休憩を設けるように定められています。このことは、作業する人の心身の負担を考慮したものです。学校や家庭で利用する際は、発達段階に応じて適切に目を休ませるなど、心がけることを伝えましょう。  
  
＜参考サイト＞新しい「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」の策定について – 厚生労働省  
　http://www.jil.go.jp/jil/kisya/kijun/20020405\_02\_ki/20020405\_02\_ki.html

**◇もんだい　１５**インターネットをしていたら、「●月×日に日本で大きなじしんがおきる」と書いてあったので、おうちの人や先生につたえ、正しいかどうかをいっしょに考えた。

答え　 **○**

◇能力段階的利用モデル：利用開始期

◇判定する能力／領域：モラル・コミュニケーション能力面で必要な力／情報社会に参画する態度  
よく考えて行動し、自分の行為に責任を持つことができる。

**◆解説**

インターネットは誰もが発信者になれる世界です。自由な発言が認められている反面、どの情報が正しいのか、自分に必要な情報なのか、受け手側がよく考えて行動する必要があります。ウソや信憑性の低い情報に惑わされず、情報を取捨選択していきましょう。

子どもたちの未熟な語彙力では、情報の信憑性を見極めるのはまだまだ難しいかもしれません。何か不安なことがあったら、すぐに保護者など、身近な大人に相談するように伝えましょう。

**◇もんだい　１６**スマートフォンを見ながら、歩いたり、じてんしゃにのったりしてはいけない。

答え　**○**

44

◇能力段階的利用モデル：習熟期

◇判定する能力／領域:モラル・コミュニケーション能力で必要な力／情報社会に参画する態度

情報社会の一員としての自覚を持ち、責任ある行動ができる。

**◆解説**

ながらスマホは大変危険です。自転車を運転中にスマートフォンや携帯電話等を手で持って通話をしたり、スマートフォンや携帯電話、音楽プレーヤーの画像を注視したりすることは禁止されていることを児童に伝えましょう。(平成２３年４月１日　三重県道路交通法施行規則の一部改正)

また、駅等でスマートフォンを見ながら歩いていて、他の人にぶつかったり、ホームから落下したりする

等の危険もあることを児童に伝えましょう。

**◇もんだい　１７** 自分のスマートフォンでとった友だちのしゃしんは、じぶんのものなのでじゆうにつかってもよい。

答え　 **×**

◇能力段階的利用モデル：体験期、利用開始期

◇判定する能力／領域：モラル・コミュニケーション能力面で必要な力／情報モラル

　約束や決まりを守ることができる。

**◆解説**

肖像権には、勝手に撮影されたり、公開されたりしないための「プライバシー権」と、アイドルやミュージシャン、スポーツ選手など、その姿が商品としての価値がある人たちの権利を守る「パブリシティ権」があります。写真を撮ったり、情報を発信したりすることが手軽にできる時代だからこそ、正しい理解が必要です。

＜参考サイト＞  
肖像権について考えよう！ – 日本音楽事業者協会  
http://www.jame.or.jp/shozoken/syouzoukentoha.html

みんなのための著作権教室　–公益社団法人　著作権情報センター  
http://kids.cric.or.jp/index.html

自分のスマートフォンで撮った写真だからと言って、自由に使っていいというわけではありません。本人に断りなく、撮影された写真をブログやSNSで公開することも、肖像権やプライバシーの侵害となります。児童には、ネット上でのトラブルから身を守るためにも、他人の写真を断りなくインターネット上に公開してはいけないと指導する必要があります。

**◇もんだい　１８**友だちにメールをおくるときは、自分が思ったことをじゆうに書けばよい。

答え　 **×**

◇能力段階的利用モデル：初歩的利用期

◇判定する能力／領域：モラル・コミュニケーション能力面で必要な力／情報モラル  
相手や目的に応じて、適切に文章を書くことができる。

　他人を思いやり、相手の気持ちを考えた行動ができる。

**◆解説**

文字情報は表情や声のトーンで感情が補足されないため、大人でも誤解が生じやすいものです。送る前に相手が不快に思わないかどうか見直すことが大切です。

会話では、表情や声のトーンで感情が伝わります。文字情報の場合、感情が伝わらず、本来の意図とは違った意味にとらえられる場合があります。コミュニケーション能力が未発達な子どもたちはなおさらです。送信する前に読み返し、相手が意図と違った解釈をすることがないか、誤解しないか、嫌な気持ちにならないかなど、再度確認をすることが大切です。

＜参考サイト＞ファミリーeルール　あなたはどうする？トラブルケース「子どものメールがトラブルの原因に　　なることについて」―こころの東京革命協会

http://www.e-rule.jp/trouble/case1/index.html

**◇もんだい　１９** 知らない人から自分のところに、「このメールをたくさんの人におくってください」と書かれたメールがとどいたので、言われたとおり友だち３人におくった。

答え　　**×**

◇能力段階的利用モデル：利用開始期

◇判定する能力／領域：モラル・コミュニケーション能力面で必要な力／情報モラル

礼儀の意義を理解し、時と場合に応じた適切な言動や文章表現ができる。

**◆解説**

送るたびに送信先を増やしていく、問題文のようなメールを「チェーンメール」と呼びます。このように、善意を利用したチェーンメールは、一時期、子どもたちの間で流行しました。インターネット環境は、現在では公共インフラと呼べるほど、日常生活に欠かせないものとなっているからこそ、正しい理解が必要です。

＜参考サイト＞  
チェーンメールを受け取った際は、転送は止めてください！ - 総務省  
http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu01\_000096.html

【Ｐ５チェーンメールの転送先】撃退！チェーンメール -迷惑メール相談センター

http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/tensou.html

送るたびに送信先を増やしていく、問題文のようなメールを「チェーンメール」と呼びます。チェーンメールも止める勇気を持つことが大切です。止めたことで友だちから責められるようなことがあっても、チェーンメールは送ってはいけないと、子どもたちが説明できるように、理解させておかなければなりません。一人で悩まず、保護者に相談するよう日ごろから伝えておくことが必要です。

**◇もんだい　２０**インターネットのきけんから自分をまもってくれるソフトがある。

答え　 **○**

4

◇能力段階的利用モデル：習熟期

◇判定する能力／領域：モラル・コミュニケーション能力面で必要な力／情報モラル

契約の内容を正確に把握し、適切に行動することができる。

**◆解説**

子どもたちにとってフィルタリングソフトは、自由にインターネットを使うことを制限するためのソフトです。フィルタリングソフトは、不意に現れる危険から自分を守ってくれるソフトであること。また、フィルタリングソフトを活用する際、保護者と子どもで話し合い、子どもが自分で自分の身を守れるだけのインターネットスキルやリテラシーを身につけることが大切です。

＜参考サイト＞保護者のためのインターネットセーフティガイド– 子どもたちのインターネット利用について考える研究会

http://www.child-safenet.jp/material/hogosya/

フィルタリングソフトは、保護者の代わりとなって、子どもたちを守るソフトです。保護者は、子どもたちにインターネットを安全に使わせるため、発達段階に応じたフィルタリングソフトを設定する必要があります。ただし、閲覧する際の危険から守ることはできても、発信する際の加害者になるリスクなどの危険からは守ることはできません。フィルタリングソフトの活用とともに、児童が適切に情報発信する力を育てていく必要があります。